

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）（幼稚園・認定こども園）	町内全域	本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）（保育所・認定こども園）		
3号認定（1～2歳）（保育所・認定こども園・地域型保育）		
3号認定（0歳）（保育所・認定こども園・地域型保育）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
時間外保育事業（延長保育事業）	町内全域	町内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）		
放課後児童健全育成事業（学童保育）		
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）		
一時預かり事業		
病児・病後児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
妊婦健診事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
利用者支援に関する事業		
実費徴収に係る補足給付を行う事業		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

2 教育・保育提供体制の確保

(1)教育・保育施設の量の見込み（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援サービスの見込み量については、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果をもとに、上松町に居住する子どもの「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」などの「現在の利用状況」、「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①教育・保育施設及び事業

	利用施設	利用希望・利用サービス	対象児童年齢
1号認定	幼稚園・認定こども園	教育希望・教育利用	3～5歳
2号認定①	保育所	教育希望・保育利用	3～5歳児
2号認定②	認定こども園・保育所・地域型保育事業	保育希望・保育利用	3～5歳児
3号認定①	認定こども園・保育所・地域型保育事業	保育希望・保育希望	1～2歳児
3号認定②	認定こども園・保育所・地域型保育事業	保育希望・保育利用	0歳児

②需要量と確保の方策

1号 幼稚園、認定こども園利用（教育希望）3～5歳

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

2号① 保育所利用（教育希望）3～5 歳児

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

2号② 保育所利用（保育希望）3～5 歳児

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	85	72	62	44	44
②確保方策	104	104	104	104	104
保育所	104	104	104	104	104
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	19	32	42	60	60

3号① 保育所利用（保育希望）1～2 歳児

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	11	9	9	9
②確保方策	13	13	13	13	13
保育所	13	13	13	13	13
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	2	2	4	4	4

3号② 保育所利用（保育希望）0歳児

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	3	3	3	3	3
保育所	3	3	3	3	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	1	1	1	1	1

3 教育・保育施設の一体的提供の推進

本町では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう、推進します。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の担う役割は大きく、また、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることから、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、幼稚園教諭免許のない保育士に資格取得の支援を図ります。

また、豊かな人間性や生きる力の基礎を培うため、他市町村で実施されている認定こども園や幼稚園及び保育所、地域型保育事業などの視察研修の実施、小学校などとの連携に努め、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう努めます。

4 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み

教育・保育の質の向上を図るため、職員配置基準の見直しを行うとともに、幼稚園教諭免許更新および取得を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

また、保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議などを通じて、関係者の相互理解や異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。

5 地域子ども・子育て支援体制の確保

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査などをもとに、町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

(人/日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	32	32	32	32	32
②確保方策	35	35	35	35	35
過不足(②-①)	3	3	3	3	3

②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童などを施設等で一時的に保護する事業です。

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用施設などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、専用施設を利用した放課後児童クラブで事後由を実施しており、放課後子ども教室と連携して事業を推進していきます。また、開設日、開設時間等は、利用ニーズに柔軟に対応していきます。

（登録人数）

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	25	25	25	25	25
過不足（②－①）	10	10	10	10	10
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	15	15	15	15	15
過不足（②－①）	5	5	5	5	5
合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	25	25	25	25	25
②確保方策	40	40	40	40	40
過不足（②－①）	15	15	15	15	15

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業などが該当します。

（人/月延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	233	233	233	233	233
②確保方策	250	250	250	250	250
過不足（②－①）	17	17	17	17	17

⑤-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）1号認定

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。町に幼稚園がないため、実状に応じ0人とする。

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑤-2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）2号認定

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。町に幼稚園がないため、実状に応じ0人とする。

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑤-3 一時預かり事業（子育て支援センターでの預かり）

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	256	256	256	256	256
②確保方策	270	270	270	270	270
過不足(②-①)	14	14	14	14	14

⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などをする事業です。町に施設等がないため、0人とするが、町の実状に即した事業内容・実施の有無について検討する。事業の周知を行う。

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。町に施設等がないため、0人とするが、町の実状に即した事業内容・実施の有無について検討する。事業の周知を行う。

(人/年延べ)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0		0	0
合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑧妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	28	28	28	28	28
②確保方策	28	28	28	28	28
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13	13	12	12	11
②確保方策	13	13	12	12	11
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(人/年延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者、妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行う事業です。

子育て支援センターや保健師が相談の窓口となり、これまでと同様に対応します。子育て世代包括支援センターの設置、センターでの事業の実施を検討して行きます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育などを受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

今後、事業の実施について検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

今後、事業の実施について検討します。

6 地域子ども・子育て支援事業の質の向上へ向けた取り組み

質の高い地域子ども・子育て支援事業に取り組むため、各関係機関の密接な連携を図るとともに、県との間においても、地域子ども・子育て支援事業の運営状況など必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望するニーズに応えられるよう、地域の枠を超えた利用を想定し、近接する町村と連携を図り、住民の要望に出来る限り応えられるように努めます。

施設整備については、地域の実情や保育園、小学校の状況、量の見込みや町の財政状況などを考慮するとともに、地域住民の理解を得たうえで、施設の整備に取り組みます。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み

■仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、働き方の見直し及び、多様な働き方の実現、仕事と子育ての両立の支援を推進します。

女性も男性も、計画的に産休、育休が取得できるよう、制度の周知、対象者への説明を行っていきます。

町内で活躍する様々な子育て支援グループや各機関のネットワークを強化し、互いに連携することで、地域における子育て活動を積極的に支援し、子育てと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

■ワーク・ライフ・バランスに対する事業主の取り組みの促進

働いている全ての人が仕事と家庭生活のバランスがとれるよう、多様な働き方の選択の推進、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等の解消、働きやすい職場環境づくりが大切です。

町では、ワーク・ライフ・バランスの推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度などの普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進など、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援を推進していきます。